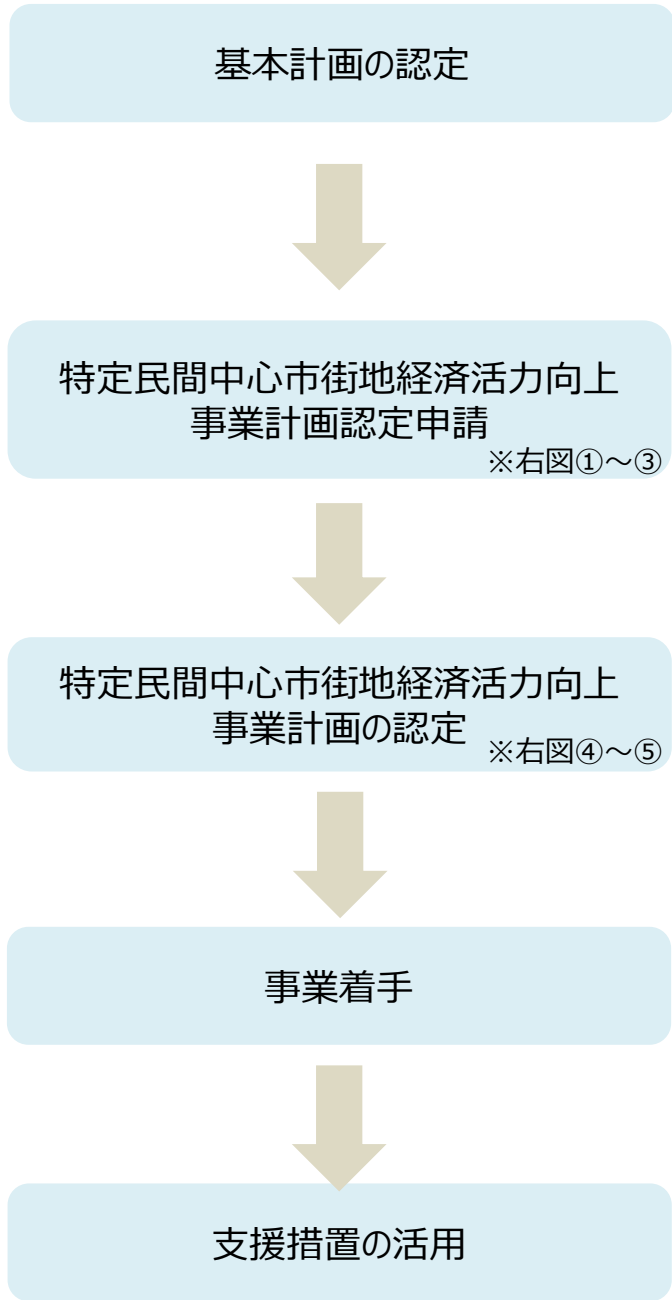
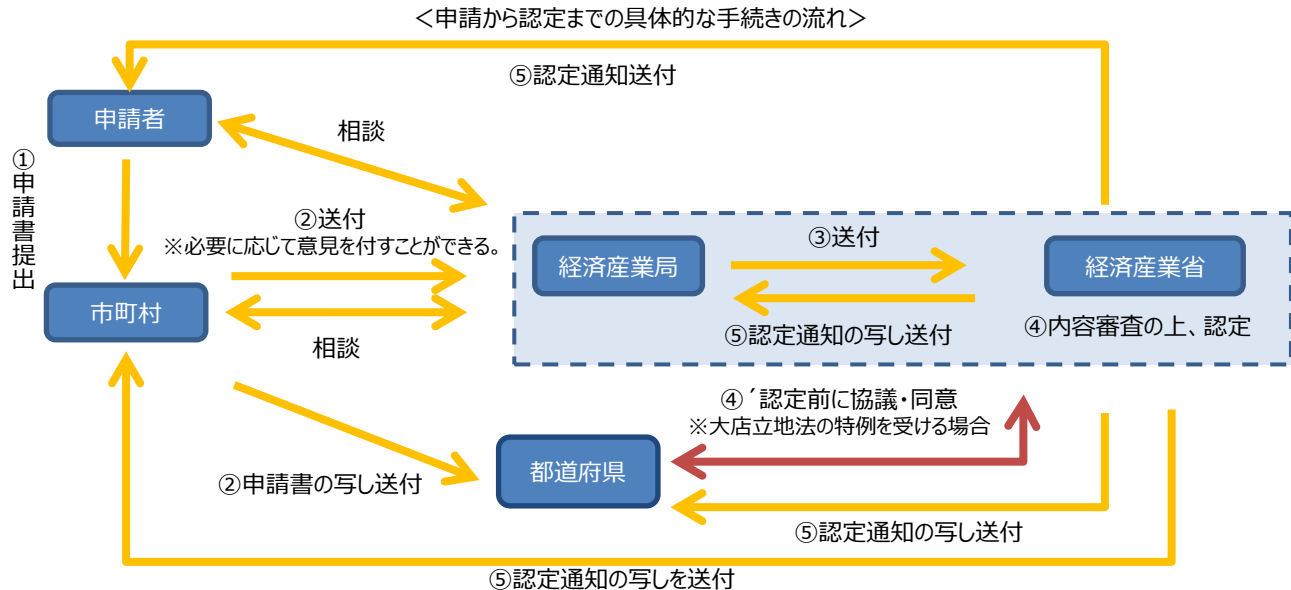


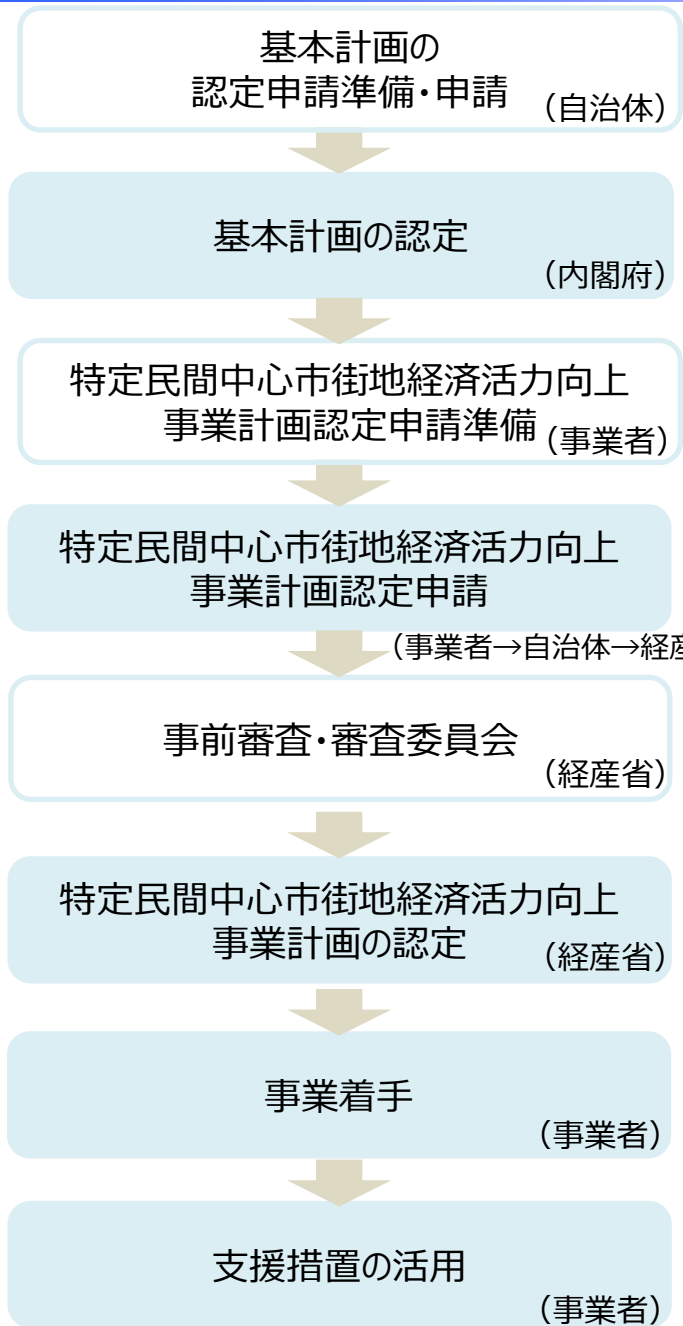
特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の申請から認定までの流れ



- 大臣認定を受けようとする事業の支援措置の欄に大臣認定を受ける旨を記載。
- 補助金その他の支援措置についても同様に支援措置の内容を基本計画に記載。
※受けようとする支援措置をすべて記載すること。
※基本計画の認定は例年3月末の他、
市町村からの要望に応じて6月、11月頃にも実施。
※基本計画への記載内容については、認定申請マニュアルを参照。
https://www.chisou.go.jp/tiiki/chukatu/ninteisinsei_manual.html
- 基本計画の認定後に申請書を市町村を通じて経済産業局へ提出。
※申請書の記載内容について事前に相談してください。
- 【提出書類】
 - ・経済産業省関係中心市街地の活性化に関する法律施行規則に定める申請書（様式第六）
※変更認定申請の場合は様式第七
 - ・申請書別紙1～9
 - ・添付資料
- 申請にあたり、中心市街地活性化協議会の同意が必要。



特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の申請から認定までのスケジュール



- 基本計画の認定時期は例年 6 月、1 1 月、3 月
- 大臣認定を受けようとする事業の支援措置の欄に大臣認定を受ける旨を記載。
- 補助金その他の支援措置についても同様に支援措置の内容を基本計画に記載。
※受けようとする支援措置をすべて記載してください。

- 約 4 ～ 5 ヶ月程度（申請書の作成等）要します。
※申請時の御不明点等は、所管の各経済産業局に御相談ください。

- 約 2 ヶ月程度要します。
※事前審査、審査委員会、認定証送付等の期間を含みます。

- S特認定後に事業に着手してください。

そのため、認定までのスケジュールとしては、**事業着手を起点**として、
目指す認定時期の半年以上前から、御早目の準備をお願いいたします。